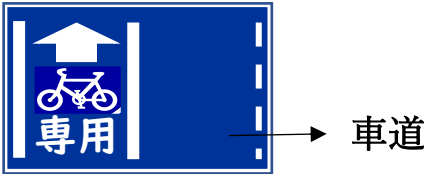





中学生 自転車の安全な乗り方テスト（25問）

※全日本交通安全協会 自転車の交通安全ブックに基づいて出題

以下の問いに○か×で答えなさい。※設問の自転車とは、普通自転車とします。

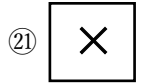
- 1 一時停止がある交差点では、車は停止線で一時停止しなければなりません、自転車は危険である場合を除き、十分確認をすれば徐行して通過することができる。①
- 2 自転車事故で一番多いのは、「飛び出し」によるものだ。②
- 3 歩道内を通行する時は、歩行者に気をつけて建物寄りを通行する。③
縦一列で車道寄りを通る
- 4 ライトは、自分の進行方向を照らすためのものであるが、反射機材を取り付けてあれば
ライトを付ける必要はない。④
・ライトと尾灯（反射器材）は必要である。
・他の者に自転車の存在を知らせるもの。
- 5 自転車は、少なくとも3年に1回は、定期的に自転車安全整備店で点検整備を受ける。⑤
1年
- 6 静岡県では、自転車を利用する全ての人に対し、自転車保険の加入を義務化している。⑥
- 7 子供の一人歩きや体の不自由な人^{また}、通行に支障^{ししょう}がある高齢者が歩いている時は、速度を落とし速やかに進路変更をする。⑦
危険のないよう一時停止するか十分速度を落として通行を妨げないようにする
- 8 静岡県では、児童・中学生の自転車通学時の乗用車用ヘルメット着用は義務化されている。⑧
- 9 交差点の右折方法ですが、自転車は、できるだけ道路の中心に寄って、交差点の⑨
左端
向こう側に進み、徐行して右に曲がる。

- 10 車道を走行中、前方に左折するトラックがいたが気にせず直進した。 ⑩
- ・車両の進行を妨害してはならない。
 - ・左折をしようとする車に巻き込まれないように後続自転車も注意する。
- 11 左ブレーキは、前輪のタイヤにきく。 ⑪
- 後輪
- 12 自転車は、車道の左端に沿って通行しなければならない。 ⑫
- 13 自転車は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通ることができる。又、路側帯に歩行者の通行がある場合でも、自転車が優先であるため、その横をすみやかに通過すること。 ⑬
- 歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。
- 14 自転車は、「自転車専用通行帯」が設けられている道路では、その通行帯を逆走することはできない。 ⑭
- ※  車道
- 15 自転車は、「自転車歩道通行可」の標識があるところでは、歩道を通行することができる。 ⑮
- ※ 
- 16 「徐行」とは、ただちに減速できる速度であり、大人の早足程度が目安だ。停止 ⑯
- 17 歩道を走行中、歩行者の通行を妨げる恐れがある時は、ベル（警音器）を鳴らすか一時停止をしなければならない ⑰
- 徐行しなければならない。
- 18 「自転車一方通行」の標識のあるところでは、矢印とは逆の方向に進むことはできない。 ⑱
- ※ 
- 19 自転車で横断歩道を横断する時は、横断中の歩行者がいないなど、歩行者の妨げにならなければ乗ったまま横断することもできる。 ⑲
- 20 「歩行者・自転車専用」の表示板がある歩行者用信号機は、自転車も歩行者用信号機に従うこと。 ⑳
- ※ 

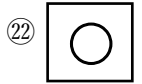
2 1 信号機などによる交通整理の行われていない交差点で、狭い道路から広い道路に

出る時は、特に止まる必要はない。

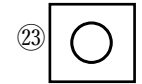
一時停止・安全確認を必ず行うこと。



2 2 他の自転車と並んで走ったり、蛇行運転^{だこう}をしてはいけない。



2 3 踏切では、必ず手前で一時停止をし、自転車から降りて自転車を押して渡った。



2 4 自転車運転中に、信号無視や一時不停止など、特定の「危険行為」を繰り返すと

「自転車運転者講習」を受けることになる場合がある。 ※過去3年以内に2回繰り返し、その危険行為が交通事故に直結したもの

2 5 「一時停止」標識を書いてみましょう！



※1問2点です。 50 点

<清水区内で発生した中・高校生の交通事故例>

★交差点出会い頭事故が約半数

